

令和元年6月11日現在

機関番号：15101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02182

研究課題名（和文）障害者の芸術表現による社会的包摂の国際比較研究 アール・ブリュット概念の再検討

研究課題名（英文）International comparative study of social inclusion by artistic expression of disabled people: Reexamination of the concept of 'Art brut'

研究代表者

川井田 祥子（KAWAIDA, Sachiko）

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：40567632

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：障害者が芸術表現活動を行うことによって本人や周囲にどのような変化をもたらすのか、とくに生み出された作品をどのように位置づけて評価するべきかに関して研究を実施した。具体的には研究会と国際シンポジウム、さらに国内外の調査を行った。明らかになったことは、障害は社会制度上の不備によってもたらされるものであるという「社会モデル」に基づく支援を、芸術分野においても展開しなければならないということである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

欧州先進諸国においては、社会的包摂を具現化するために文化政策と福祉政策の融合を促進している。日本では近年、障害者の芸術表現への関心が高まっているものの、その支援方法については各地で模索が続いている。本研究によって、欧州の先駆者たちの実践事例を紹介するとともに、その背景にある思想を明らかにしたことによって、障害をもつアーティストへの支援策や社会的課題解決のためのヒントを提示できたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：By conducting artistic expression activities, I researched what kind of change disabled people bring to themselves and how to position and evaluate the created work. Specifically, research meetings and international symposia were held. What has become clear is that "disabled" are brought about by defects in social systems, so support based on "social models" must be developed in the art field.

研究分野：文化経済学

キーワード：障害者 芸術表現 社会的包摂 well-being

1. 研究開始当初の背景

2013年6月から7月にかけて厚生労働省と文化庁との共同開催による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が3回開催された際、主な論点の一つに、障害者の芸術作品を発信していく際の呼称として「アール・ブリュット」を使うか否かがあった。「アール・ブリュット」はフランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉であり、「加工されていない、生(き)の芸術」を意味する。懇談会では結論は出ず、「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、本懇談会としては... (中略) ...障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えていくこととしたい」と報告書に記された。

国の方針としてどの呼称を用いるかは明確に記されなかったものの、鳥取県で2014年度に開催された「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」(主催:厚生労働省・鳥取県・鳥取市)での展覧会が「アール・ブリュット展」と名づけられたように、障害者の作品を「アール・ブリュット」と呼ぶことが日本国内で急速に広まった。こうした動向は、2010年3月から翌年1月まで日本の障害者63人の約800作品を展示した「アール・ブリュット・ジャポネ」展がパリのアル・サン・ピエール美術館で開催されて好評を博し国内外のマスコミで取り上げられたこと、2011年4月から凱旋展とも言える展覧会が国内6カ所の公立美術館で、さらに欧州でも巡回展が行われたこと等が理由として挙げられよう。国の施策の中で、これまで障害者の芸術表現活動を支援してきたのは厚生労働省であったが、文化庁も2014年度から「戦略的芸術文化創造推進事業」を開始し、この中で障害者の芸術表現活動を支援することになった。理由は、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて文化プログラムの拡充が喫緊の課題となっていることであり、2014年3月に発表された「文化芸術立国中期プラン」においても2020年までを文化政策振興のための「計画的強化期間」と位置づけたからである。

こうした状況のもと、国際比較を通じて日本における「アール・ブリュット」概念の受容における特徴を明らかにするのは、現時点での日本の「アール・ブリュット」という呼称が障害者の作品のみをイメージさせてしまっていること、換言すれば「障害者アート」を「アール・ブリュット」という呼称に変更しただけであって、障害者の芸術作品の正当な評価に結びつかない危惧を抱くからである。このことは、日本国が2014年1月に批准した「障害者権利条約」に謳われている当事者の自己肯定感・自己決定権の重視や生活のあらゆる場面での差別禁止等との矛盾を孕む可能性もある。そのような事態を回避するためには、多様な分野の専門家が関われる環境を整備して障害者一人ひとりのニーズに応えられるような文化政策を展開していくことが緊要であり、芸術表現活動を通じた障害者の社会的包摂を具現化していくための社会システムのありようを検討することが必要だと考えられる。

2. 研究の目的

研究代表者は障害者の芸術表現に焦点をあてて、先駆的な取組を行っている障害福祉施設等の事例分析と実態調査を行い、障害者が芸術表現を行うことによってセルフエスティーム(自己肯定感)を育み、多様な価値実現の可能性を高めてQOL(生活の質)向上をもたらすことを明らかにしてきた。その一方で、現行の障害者福祉政策の下では芸術表現活動が制度として位置づけられていないため、人材面(スタッフ不足)・費用面(画材購入の困難、発表機会の確保の難しさ)など様々な課題を抱えていることも浮き彫りにした。こうした課題は、障害者の芸術表現活動のほとんどが福祉関係者のみによって支えられている状況が打破され、文化政策の中に位置づけられること、さらに行政だけでなく多様な分野の専門家(デザイナーやクリエイター、ギャラリスト等)が関わることによって改善されていくと考えられる。そのため、欧州の福祉政策や文化政策とともに「アール・ブリュット」概念が欧州で登場した歴史的過程の解明や受容されていったプロセスと理由、現時点での課題等の調査分析を行い、欧州での調査分析結果と日本の状況とを比較検討し、芸術表現活動を通じた社会的包摂を具現化していくための条件とプロセスを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

主要な研究方法は以下に記したとおり、研究会と国際シンポジウム、および海外調査の実施であるが、下記以外にも国内の福祉施設の調査と文献調査も並行して実施した。

(1)研究会の実施

以下のとおり研究期間内に計10回の研究会を実施し、先行研究や先駆的事例および海外の状況を把握しながら議論を深めた。

2015年10月31日

テーマ:ものを巡る「視点」の構造~芸術人類学のススメ~

講師:嘉納礼奈(EHSS[仏国立社会科学研究院]人類学研究所、芸術人類学研究)

会場:大阪市立総合生涯学習センター

2015年11月28日

テーマ:アート、アール・ブリュット 既存のカテゴリーの向こうへ

ゲスト：ジャン＝ピエール・レイノー（美術家）
通 訳：嘉納礼奈（EHSS [仏国立社会科学研究院] 人類学研究所、芸術人類学研究）
会 場：大阪市立総合生涯学習センター
2015年12月19日
テーマ：「アール・ブリュット」を支援概念として読み替える
講 師：服部正（甲南大学文学部人間科学科 准教授）
会 場：大阪市立総合生涯学習センター
2016年7月16日
テーマ：想像して創造する～ビッグ・アイの取り組みから～
講 師：鈴木京子（国際障害者交流センター事業プロデューサー）
会 場：同志社大学
2016年9月3日
テーマ：“みずのき”の歩みと今後の展開～2020年を見据えながら～
講 師：奥山理子（みずのき美術館キュレーター）
会 場：同志社大学
2017年1月26日
テーマ：オリジナリティとは何か～時代の精神とアール・ブリュット～
講 師：パトリス・ボロン（作家、思想家、ジャーナリスト、文芸批評家）
逐次通訳：嘉納礼奈
会 場：同志社大学
2017年6月17日
テーマ：社会包摂経営～社会的投資インパクトとコーズリレイテッド・マーケティング～
講 師：衛紀生（可児市文化創造センター館長兼劇場総監督）
会 場：同志社大学
2017年11月4日
テーマ：日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS が目指すもの
講 師：竹村利道（日本財団ソーシャルイノベーション本部国内事業開発チームリーダー）
会 場：同志社大学
2018年9月1日
テーマ：画楽の取り組みと障害者の仕事
講 師：上田祐嗣（アートセンター画楽代表）
会 場：白壁倶楽部（倉吉市）
2018年11月1日
テーマ：出会いと交流から生まれたもの
講 師：白岩高子（アトリエコーナス主宰）、森田かずよ（義足の女優・ダンサー）
会 場：同志社大学

(2)国際シンポジウムの実施

以下のとおり京都と横浜で国際シンポジウムを実施し、当該分野で先駆的な実践や研究を行っているゲストを迎え、議論を深めた。

2016年10月15日
テーマ：障害者の芸術表現を考える～誰が、なぜ、どのように、評価する/されるのか？
ゲスト：エドワード M. ゴメズ（美術記者、美術評論家、作家、環境活動家）
服部正（甲南大学 准教授）
トム・ディ・マリア（クリエイティブグロウス・アートセンター ディレクター）
会 場：同志社大学
2016年11月22日
テーマ：障害者の芸術表現を考える～誰が、なぜ、どのように、評価する/されるのか？
ゲスト：ブリュノ・ドゥシャルム（abcd 創業者、映像作家、コレクター）
バルバラ・シャファージョヴァー（abcd 代表者、映像プロデューサー、文筆家）
建畠哲（美術評論家、埼玉県立近代美術館館長、多摩美術大学学長）
会 場：象の鼻テラス（横浜市中区）

(3)海外調査の実施

以下のとおりハーレルム（オランダ）・ロンドン（英国）・ナント（フランス）を訪問し、キーパーソンにインタビュー調査を実施するとともに報告書などの資料を入手した。

ハーレルム
2012年に日本の障害者の作品展を開催したドルハウス美術館（HET DOLHUYS）を訪問し、展覧会開催の経緯および成果と課題についてインタビュー調査を実施した。
調査日：2015年9月29日
対応者：ハンス・ローイエン Hans Looijen（館長）、ジェシカ・ベレス Jessica Belles（プロジェクト・マネージャー）

ロンドン

2012年ロンドン五輪の文化プログラムの主軸の一つであった「アンリミテッド Unlimited」について、障害をもつアーティストへの支援のあり方や社会的課題を解決するためのアプローチ等を調査すべく関係者にインタビュー調査を実施した。

調査日：2015年10月1日

対応者：キャロル・マックファデン Carole McFadden (ブリティッシュ・カウンシル プログラム・マネージャー)

調査日：2015年10月2日

対応者：ジョー・ヴェレント Jo Verrent (アンリミテッド シニア・プロデューサー)、リチャード・ブッチン Richard Butchins (アンリミテッド参加アーティスト)、シーラ・ヒル Sheila Hill (アンリミテッド参加アーティスト)

ナント

2017年10月にナント市で展開された「ジャパン×ナントプロジェクト」は、日本のアール・ブリュット作品や障害者による優れた舞台芸術(伝統芸能[和太鼓、神楽]、ダンス、音楽、演劇)を発表するとともに、学術的シンポジウムなどを開催することによって、障害者の文化芸術を通じた国際交流を企図したものであった。そこでオープニング事業に参加するとともに、現地での実態調査を行った。

4. 研究成果

上記3の(1)~(3)による研究成果は以下のとおりで、下記以外の成果としては拙著の刊行を準備中である(水曜社より2019年度内に刊行予定)。

(1)研究会

各回の講師の話から、異分野との協働の意義と成果、今後の展望などが示された。参加者は行政職員、福祉施設職員、クリエイター、芸術系大学学生、障害児の保護者など多様な人々が集い、意見交換を行うこともできた。全体を通して浮き彫りになった共通点は、障害者の芸術的表現活動がもたらす周囲の人々との関係性の変化であり、そうした変化が徐々に広がっていくことによる社会全体の変化への期待である。また、社会的包摂を具現化していくには、一人ひとりが自分事として捉えるような働きかけの必要性を再確認できたことも成果であろう。

(2)国際シンポジウム

京都のシンポジウムでは、まずトム・ディ・マリア氏が、「クリエイティブ・グロウスのアーティストたちは体調によって精神病院で過ごすこともあるが、その状況だけを捉えて“障害者のアート”という狭い枠に位置づけていない。彼らの作品は今、この時代において作品をつくらせている“コンテンポラリー・アート”である」と発言した。そうした認識を広げるためにさまざまな企業と連携して作品を活用したり、現代アートの美術館の学芸員の協力も得て展覧会を開催したりしている。さらに、彼らがコンテンポラリー・アーティストとしてだけでなく、一市民として生活できるような社会の実現をめざしていると語った。

エドワード・ゴメズ氏は美術史家および美術評論家として「“障害者のアート”というものは存在しない。問うべきは芸術的な創造性はどこから生じるかということである。(作者の)精神状態のみで、作品に特定のレッテルを貼ってはならない」と指摘し、さらに「最近、日本で使われている“アール・ブリュット”という言葉は少し誤解があると思う」「作品の価値を正確に認識し、その魅力を感じ、さらに卓越した芸術作品としての地位を認めていくべき」と述べた。

服部正氏は当該分野の先駆的な研究者として、1940年前後と現代の状況を対比させながら、障害者の芸術活動が過度に注目されることの危険性を唱えた。すなわち1940年代において、福祉制度を整備するための広告塔のような役割を山下清が担わされた結果、美術界が距離をおいたために山下清は美術史の中に位置づけられなくなってしまった。そのような状況が再び起こるのではないか、というのである。そうならないために、“障害者のアート”を一つの枠の中に入れてしまうのではなく、一人ひとりの作家に対して美術批評が行われるような環境を整備することが必要であると発言した。さらに、ジャン・デュビュッフェが提唱した「アール・ブリュット」は本来、芸術的創作と病気(障害)との関連を断ち切ろうとしたものであり、固定的な社会の価値観を転覆させようとしたのだと考えられ、残念ながら今の日本の状況はデュビュッフェの考えに逆行しているのではないだろうか、という問題提起を行った。

横浜のシンポジウムでは、ブリュノ・ドゥシャルム氏がアール・ブリュット作品の収集を始めた経緯とともに、何よりも作品の芸術的クオリティや美的な力を重視していること、コレクションとして選別するがゆえに生じる責任についても語った。そして責任の一つとして、作品の魅力を伝え、さらに数年後に開設する予定の美術館プロジェクトについても紹介した。

バルバラ・シャファージョヴァー氏は、「アール・ブリュットという概念は第二次世界大戦後にヨーロッパの文脈の中で形成されてきた。現在、日本で展開されていることは、それとは大きく異なるのではないかと認識している。先人たちは何を問いかけていたのか、常に忘れてはならないだろう」と述べた。さらに、ある一定のラベリングによって作品を閉じ込めてしまうのではなく、アーティストたちの開かれた精神に則した交流の必要性を唱えた。

建畠哲氏は草間彌生に焦点をあてて、自らの救済を求めて創作した作品が観る者に共感をも

たらし、より大きなコミュニケーションの可能性を拓いている、そのことにおいて「障害が才能の発現に寄与している」と言えるだろうと述べた。さらに、すぐれた芸術作品は観る者の感情を揺さぶる（不安になることも含めて）もので、それが同時代の中で生きているということの証拠ではないかと語った。

国内にアール・ブリュットの美術館をつくらうとする動きがあるが、日本では未だ、作品の芸術的クオリティを見極められる審美眼をもったコレクターや専門家による本格的なアール・ブリュット・コレクションが存在しておらず、そのような状況下でデュビュッフェの提唱した「アール・ブリュット」という言葉をそのまま用いて美術館をつくることは、その後の展示や保存にもマイナスの影響を与えかねない。「アール・ブリュットの作家は障害者だけを対象としているのではない」という但し書きをつけたものも散見するが、表層的な解釈によってそのまま進んでいけば、ゴメズ氏が指摘したように日本独自の「アール・ブルットー」がブランド化したカテゴリーになってしまうだろう。アール・ブリュットの本質を理解するとともに、海外の現状（コンテンポラリー・アートとしての認知や統合など）を見ずえ、美術界の積極的な関与を促していくことが喫緊の課題だと考えられる。

(3)海外調査

ドルハウス美術館で日本の作品展が開催されたのは、作家のバックグラウンドでなく純粋に作品の芸術的価値を判断したからであることが明らかになった。また、美術館の運営は行政だけでなく、多様なパートナーと専門家とのネットワークによって支えられているとのこと。今後、日本の障害者の作品展示に関して示唆に富む内容であった。また、館長のローイエン氏は「“アール・ブリュット”などの概念の定義は難しく、そういうところにエネルギーを使いたくない」と述べており、実際の展覧会名は *Verborgen schoonheid uit Japan*（日本の隠された美）であった。障害者の芸術表現に関する議論を国内だけでなく海外の動向も見据えながら深めていく必要性を改めて感じた次第である。

2012年ロンドン五輪の文化プログラム「カルチュラル・オリンピアド」の主軸の一つであったアンリミテッドは、障害のあるアーティストによる芸術の発展に寄与することを目的として2009年に始まった支援プログラムである。アンリミテッドから生まれた作品は高く評価され、障害のあるアーティストの活躍の場を大きく広げた。この成功を受けて、アンリミテッドはロンドン五輪閉幕後も継続することが決定し、今なお、新たなアーティストの発掘や作品の委託等の支援が行われている。

日本での2020年東京五輪の開催決定に際して、その立候補ファイルに「2012年ロンドン大会の『アンリミテッド』プロジェクトの成功を継承する」と明記されたため、文化プログラムにおいて何らかの障害者支援プログラムが展開されるものと考えられる。そこで本事業において、アンリミテッドの関係者に対してインタビュー調査を行い、日本への応用可能性について検討を加えた。

その結果、アンリミテッドは“社会モデル”に基づく障害者支援の一つだということが明らかになった。つまり、障害は社会制度上の不備によってもたらされるものであり、多様な機関が多様な支援プログラムを展開することによって、障害のあるアーティストに意欲的な作品制作のチャンスを提供することができ、それぞれの能力が発揮されるのだと言える。アンリミテッドのレガシー（遺産）を2020年東京五輪に向けてどのように継承していくのか、当事者（日本の障害のあるアーティスト）を含めて議論を積み重ね、明確なビジョンと方向性を早急に示す必要があると考えられる。

そもそも「ジャパン×ナントプロジェクト」の企画が構想された契機は、2008年にアール・ブリュット・コレクション（スイス）で開催された「JAPON」展だということ。この展覧会以降、欧州を中心に日本のアール・ブリュット展を求める声が増え、毎年のように欧州各国で開催されてきた。その過程で、今回のナント側の主催者「シテ・デ・コングレ」館長ポール・ビヨドー氏と「リュウ・ユニック」館長パトリック・ギゲール氏が数回来日し、プロジェクトの実行委員会とも交流を深めながら、構想を具現化していった。

日本の障害者の優れた文化芸術活動の成果を、世界的な文化芸術創造都市であるフランスのナント市から発信できたことは大きな成果である半面、障害者の芸術表現支援政策にも大きな影響を与えた。すなわち「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が2018年6月13日に公布・施行されたのである。本法がもたらす影響とともに、本プロジェクトが今後どのような展開をみせるのか注視していくことが必要だと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

川井田祥子、「障害者の創作活動への支援政策に関する考察：高松市と大阪府の事例から」『民族芸術』、査読有、33号、2017年、pp.147-151

〔学会発表〕(計6件)

川井田祥子、「文化法制について考える：障害者の芸術活動支援のあり方」、日本文化政策学

会第 11 回大会、2017 年

KAWAIDA, Sachiko, “A study of the support policy to disabled artists: In the case of London 2012 Cultural Olympiad project Unlimited”, 2016 International Conference on Cultural Policy Research, 2016

川井田祥子、「障害者の文化芸術へのアクセスについて：芸術表現活動の支援に関する高松市と大阪府の事例から」、民族芸術学会第 32 回大会、2016 年

川井田祥子、「障害のあるアーティストへの支援政策に関する一考察：英国における Unlimited の調査から」、日本文化政策学会第 9 回大会、2016 年

川井田祥子、「障害者の芸術表現の支援政策に関する一考察：最近の日本国内の動向から」、文化経済学会<日本>東京大会、2015 年

川井田祥子、「インクルーシブな社会をつくるためのアート」、美術科教育学会リサーチフォーラム、2015 年

[図書](計 3 件)

佐々木雅幸、川井田祥子 他編著、『創造社会の都市と農村：SDGs への文化政策』、水曜社、2019 年(7 月刊行予定、318 頁(pp.287-303))

服部正編著、川井田祥子 他、『障がいのある人の創作活動：実践の現場から』、あいり出版、2016 年、175 頁(pp.146-151)

川井田祥子、『アート市場への挑戦：障がい者の芸術表現の可能性』、大阪市立大学都市研究プラザ(URP GCOE DOCUMENT)、2015 年、42 頁

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：佐々木 雅幸 (SASAKI, masayuki)

所属研究機関名：同志社大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8 桁)：5 0 1 5 4 0 0 0

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：嘉納 礼奈

ローマ字氏名：(KANO, rena)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。